

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年5月12日（金）12:42～12:52
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

松本 眞 文部科学省生涯学習政策局情報教育課課長補佐

長谷 浩之 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長

常盤木 祐一 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長

柿澤 雄二 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室専門官

水田 功 文化庁長官官房著作権課長

秋山 卓也 文化庁長官官房著作権課課長補佐

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

福田 修 内閣府地方創生推進事務局

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 サンドボックス制度の近未来技術への対象化（遠隔教育）
- 3 閉会

○事務局 文部科学省です。こちらはレギュラトリー・サンドボックス制度のドローンや自動走行以外の近未来技術の対象化ということで、我々が案文で追加しておりましたのがこの遠隔教育というところで、今回、このサンドボックス制度が活用できないかということで案文に入れさせていただいております。今までもワーキングの中でこの遠隔教育について議論されたところがございますが、それらも踏まえまして、今回の成長戦略の中にこの遠隔教育を書き込むことについて御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをいつもお越しくさいます、ありがとうございます。今、事務局から申しあげましたように、これは案文の中に「遠隔教育」という言葉を入れてもよろしいかということに関して、御意見を伺いたいと思います。

○常盤木室長 案文を拝見しました。ありがとうございました。

このワーキング、そして、原委員が座長をされている規制改革推進会議でも遠隔教育をずっと議論させていただきまして、文科省として本当にできるところを原先生とも議論させていただきながら、一生懸命遠隔教育を進めていこうと思っております。

そうした中で、今回、レギュラトリー・サンドボックスという、我々もまだ勉強中のものなのですけれども、いわゆる新しい特区の形態でこの遠隔教育を何かしら対象にするかという今回の御提案だったのですけれども、正直に言って、我々はどのようなものをこの中に遠隔教育の側面として入れていくのがよろしいのかなということに迷っておりまして、規制改革会議の皆様との間で、本格的な推進をこれからやっていこうと、今、協議中なのですけれども、そういった方向になっておりまして、そういったところと、例えば、この今回のレギュラトリー・サンドボックスがどのように関係していくのか。そういうものを少し整理させていただいた上で、何がどちらでどういう形でやっていけるのが一番進む形としてよろしいかということ、御指導いただきながら考えていかなければいけないと思っている次第ではございます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○水田課長 文化庁の著作権課でございます。

私どもとしまして、教育そのものと合わせまして、著作権の制度に関しましても、遠隔教育だけではなくて、ICT教育を進めていく上での著作権法上の課題というものについて、利用の円滑化ということと権利者の保護のバランスをとりながらやっていこうということで議論しておりまして、規制改革会議の中でも議論させていただいているところでございます。

私どもとしても、現場からのいろいろな要望もございまして、いち早く全国レベルでの制度としてまずは動かしていればと考えているところではございます。また、著作権の場合、目に見えないものという、全国レベルでいろいろ使われているものでございまして、そういったものと例えば特区というものと、うまくなじむのかどうか、そういう課題はあろうかと思いますが、検討させていただければと思います。

○八田座長 御説明ありがとうございました。

それでは、原委員。

○原委員 規制改革と国家戦略特区のサンドボックスとの関係は、従来の一般的な全国ベースでの規制改革をやるときには規制改革であり、地域限定でまずは実験してみましょかというときには特区で議論することもあるということで、これまでずっと遠隔教育に関

してもそのスタイルで議論させていただいてきた延長上だと思っております。お忙しい中、毎日お目にかかっているのですね。

○常盤木室長 最近御一緒する時間が長いですね。

○原委員 著作権とかは、多分あまりなさそうな感じもしますけれども。

○八田座長 特定の地区から特区提案が来てここでやりたいというときに、たまたま著作権のことをそこではということはありませんか。

○原委員 全然否定するわけではなくて、可能性はもちろんあるのですけれども、これまでも著作権法についての特例措置という提案は、この文脈とはまた別の文脈で時々議論があって、結構難しいというのがこれまでの検討だと思います。

○八田座長 分かりました。それでは、むしろその本体のところに関して。

○原委員 今まさにあっちの規制のほうで御議論させていただいているような本格的な推進を進めていくという中で、この間の意見書の中では、具体的なニーズと現場の状況を踏まえてさらなる柔軟化みたいな話を入れていたと思いますけれども、そういうところはこちらのレギュラトリー・サンドボックスの中で議論していくこともあるだろうと思いますし、またそこは引き続き議論させていただければいいのではないかと。

今回のこの文章のレベルではそこまで何か決め打ちをしているわけでも何でもありませんので、あくまでの従来の近未来技術実証特区の中でも遠隔診療、遠隔教育は入っていましたので、遠隔教育だけ抜いてしまうのもどうかということでございます。

○常盤木室長 お話は分かりました。もちろんこれからよりよい制度に向けて文部科学省としても皆様と御議論させていただければ幸いです。

1つだけ、幹部からもし確認できれば確認してきてほしいと言われたのですけれども、今回、新聞等も拝見する中で、サンドボックスということで、これまでの規制というものを変えて柔軟にしながら、事業者の皆様がより新しい新規技術を、ということを大きな特色にしている特区のようにお伺いしておるのですけれども、そのときに、例えば、現時点で皆様のほうで遠隔教育に関してこういった規制が検討の対象になるのではないかとか、そういった点があるのであれば、我々も今後の検討を進めるに当たって、より具体的なお話ができるかと思っているのですけれども、その辺は既に皆様の検討の過程では対象となっているものはあるのでしょうか。

○原委員 これからのニーズ次第ではないでしょうか。経緯は御存知のとおり、これまで私たちとしてはニーズがあるのではないかと行って御議論させていただいていた項目がありましたけれども、そちらからはニーズがないということでしたので、そこはまたこれから議論していったらいいのではないかと思います。

○八田座長 それでは、この案文に入れること自体については、従来のとおりということでもよろしいですか。

○常盤木室長 分かりました。議論することは先ほど申し上げたとおりなのですけれども、いわゆるレギュラトリー・サンドボックスという制度の枠組みの中にこの遠隔教育という

ものが書かれることの意味合いを確認してきちんと議論をしたいと、我々も命を受けてきたところでございますので、今日の皆様のお話を一度持ち帰らせていただいて、また御回答申し上げたいと思います。

○八田座長 基本的には、新しい遠隔教育の手法ができるところで、もし何らかの規制をやるならば、遠隔教育をやる上での新しいガイドラインが必要かもしれません。それがサンドボックスの意味だろうと思います。

○常盤木室長 八田座長にもいろいろ御指導いただいて、原委員にも御指導いただいている、例の義務教育のところの、例えば先生を代替するような形になるのではないかという議論につきましては、今回の積み重ねの中で文科省だけでなく、文科省が中心でやらなければいけないのですけれども、国会議員の先生方等の御指導をいただいている部分もありますので、そういった議論の積み重ねも含めて、今後御対応させていただければと思います。八田座長からいただいた案文を入れることにつきましては、今の御発言を受けまして、一旦持ち帰って御回答させていただければと思います。

○八田座長 分かりました。

事務的にはよろしいですか。

○藤原審議官 事務局から1点だけです。これは原先生がおっしゃったことに尽きるのですけれども、近未来技術実証をとにかくこのサンドボックスの対象にすることについては、むしろ党から御指示をいただいています。おととい総理のところにも茂木政調会長以下がレポートを出されていますけれども、その中に近未来技術実証と明確に書かれている中で、今まで、おととしの閣議決定でも遠隔教育も含めて4分野の近未来実証の定義ということでやっていますので、同じ成長戦略ですけれども、そこはあえて排除というのはなかなかできないという話と、さらに、党のレポートでは、その4分野以外のところまで含めて特区の形でサンドボックスをと言っている中で、フィンテックとか、いろいろな議論がもちろんあるわけですけれども、そういった中で排除できない項目だということで入れさせていただくという意味だと思っていますので、その点御配慮いただければと思っています。

○常盤木室長 藤原審議官からそのようなお話があったことも伝えさせていただきます。

○八田座長 それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。